

ハ、半議費用トシテ五百四十圓ヲ支給セヨ  
 ニ、解雇手當千圓(五人解雇トシテ)ト支給セヨ  
 ホ、退職手當ヲ左ノ如ク制定セラレタル  
 勤績一年以上五年以下日給十二日分(一ヶ年毎ニ)  
 五年以上十年迄日給十五日分  
 十年以上十五年迄日給十七日分  
 十五年以上二十年迄日給二十日分  
 又、要ホシテ交渉ニ解決ニ至ラス再會ヲ約シテ會見ヲ打切リタル  
 カ本月七日當廳調停課ノ斡旋ニヨリ同課ニ於テ別記覺書ノ條件  
 ニヨリ解決セリ  
 右及申(通)報候也

(別記)

覺書

ハ、金子霞氣商會對從業員ハ、労働會議ハ今回調停課ノ斡旋ニヨリ左記條件ヲ以テ円満  
 解決シタルニ就テハ茲ニ覺書三通ヲ作成シテ當事者及方及調停者各一通之ヲ保持スル  
 モノトス

記

- 一、工場主ハ曩ニ解雇ヲ發表シタル十三名中五名ヲ復職セシムルコト
- 但シ解雇者ノ人選ハ工場主ニ任スルコト
- 一、工場主ハ解雇者ニ對シ左記ノ率ニ見退職手當ノ外特別手當トシテ同ニ對シテ金千圓  
 ヲ支給スルコト
- 一、工場主ハ職工ノ公務傷害ノ場合日給全額ヲ支給スルコト
- 一、食堂ノ他ノ設備ニ関シテハ工場主ニ於テ考慮スルコト
- 一、退職手當ノ左ノ率ニ依ルコト
  - 1. 勤続一年五年未満 一年ニ付 日給十二日分
  - 只五年以上十年未満 〃 〃 十五日分
  - 八十年以上十五年未満 〃 〃 十七日分
  - 二十五年以上二十年未満 〃 〃 二十日分
- 一、工場主ハ職工ノ家族手當トシテ半議中日給ノ半額ニ相當スル金額ヲ支給スルコト